

告示

埼玉県告示第六百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ大桑店

埼玉県加須市鳩山町十番地十

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・騒音・振動について、関係法令の規制・基準等を遵守し、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮すること。

・営業時間が深夜に及ぶため、一般車両に対するアイドリングストップ・前向き駐車 of 励行、クラクション抑制を促す措置を図るとともに、荷捌車両に対するアイドリングストップ・早朝と夜間の積み下ろし作業の自粛等の措置を図ること。また、夜間照明について、近隣住民の生活環境に影響がないように配慮すること。なお、近隣住民から騒音・振動等の苦情が発生した場合は、適切な対応を願いたい。

・営業等に当たっては、地域住民への影響等を十分に考慮し、必要に応じて、地元の自治協力団体への説明等を行うこと。

・当該所在地は通学路に指定された道路を含むため、近隣小・中学校（大桑小学校及び・加須平成中学校）の登下校時及び休日の児童・生徒通行に十分配慮すること。

二 縦覧期間

令和元年十一月一日から令和元年十二月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター